

# マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

## 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに  
入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

## 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

### 顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



### 暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力

1	2	3
4	5	6
7	8	9
0		

3

## 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

### ①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する  
情報提供の同意について

同意する

同意しない

### ②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象  
特定健診情報の提供について

同意する

同意しない・40歳未満

4

## 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を  
提供しますか

提供する

提供しない

# マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの?

メリット  
1

## より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット  
2

## 窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

### 自己負担限度額

※所得に応じて異なります



支払不要

高額療養費として  
健康保険組合等が支給

窓口負担（例: 3割負担）

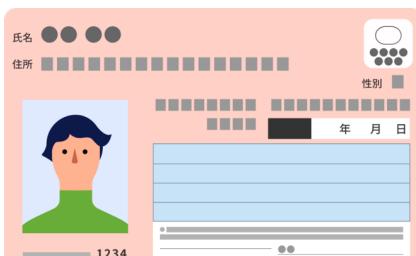
メリット  
3

## 引越しや、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

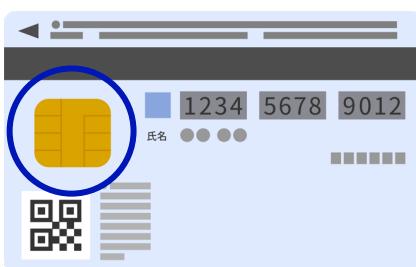
転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

※新しい保険者へ加入の場合は手続が必要です。

## マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりますまで手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

⚠ご注意ください！

(令和6年6月時点)

# 今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

医療機関等を受診の際は  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

1

## 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！

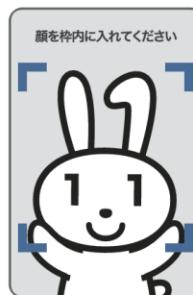


2

## 本人確認

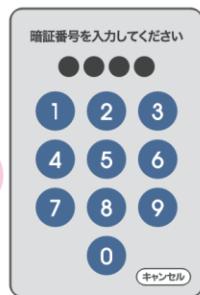
顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



or

暗証番号



3

## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意します。  
この情報はあなたの診察や健康管理  
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意します。  
この情報はあなたの診察や健康管理  
のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



# マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

## STEP1.

### マイナンバーカードを申請

#### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



## STEP2.

### マイナンバーカードを 保険証として登録

#### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー) で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードを使うメリット

### ① 医療費を節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で貯われている医療費を医療機関・薬局で20円(医療機関の再診では10円)、節約でき、自己負担も低くなります。

### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル  
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバー  
0120-95-0178

マイナンバーカード  
の保険証利用につい  
てもっと知りたい方  
はこちら



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## よくあるご質問

Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。



Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。



Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることになります。



Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。  
在留届については ▼

在留届 で検索することも可能です。

マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

## お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報



国外転出者向けマイナンバーカードホームページ  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

カード紛失時のご連絡  
(24時間対応) | 03-6734-0170

## 海外からのマイナンバーカード申請方法

## 1 申請

## 方法① 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って窓口に提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

## 方法② 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

## 交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>



## 2 受取

## ① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールで届きます。

## ② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

## 海外でも

マイナンバー  
カードが作れます

2024年 5/27 から

マイナンバーカード  
国外利用が始まります！



## 交付申請書・暗証番号設定依頼書の記入の際の注意点

### 【交付申請書】

個人番号	カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書		
【国外転出者用】			
宛 り方	申請書ID (本籍地市町村による記入・確認のため、申請者の方の記入は不要です。)		
ふりがな	長 宛		
氏名※2 (必ず記入)	番号 花子		
国外での住所 (外国語表記) ※郵便番号は、 そのまま記入して (必ず記入)	2190 N. Canal Street, Orange, CA 92865 USA		
性別※2 (必ず記入)	男	女	性別※2 (必ず記入)
年生月日※2 (必ず記入)	昭和60年 9月 1日		
国外転出(予定)日 (和暦)※5	年 月 日		
カード交付 希望場所 (必ず記入)	市外公館 □在公館 □日本国内 □市町村		
メールアドレス1 (必ず記入) ※3×6			
メールアドレス2 (任意)			
電話番号1 (必ず記入) ※3×6	0714-283-3551		
電話番号2 (任意)	(国番号: + )		
点字※4	<input type="checkbox"/> 点字表記を希望する(最大24文字まで、溝点等は1ヶ字) <input type="checkbox"/> 申請不承認による交付申請書の再提出の場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください <input type="checkbox"/> 直近(3ヶ月以内)に戸籍の届出を行った場合は、左の□を黒く塗りつぶしてください		
本籍地 市町村名 (必ず記入、政令市の場合は区まで必ず記入)	神奈川	都道府 横浜	区 港北

直近(3ヶ月以内)に戸籍の届出を行った場合は、  
 を黒く塗りつぶしてください。

15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。			
代理人 氏名 記入 欄	本人との 関係	ふりがな	本人との 関係
代理人 住所	代理人 氏名		
メール アドレス	電話番号 (国番号: + )		

国外での住所を英数字で記入してください。

国外に転出する際に、住所地市町村に届け出た転出届に記載した転出予定日を記入してください。

カードの受取場所を記載してください。

メールアドレスや電話番号は、市町村や在外公館からのご連絡に使用しますので、交付時まで連絡の付く連絡先をご記載ください。

政令指定都市の場合は区までご記載ください。

日本国内から連絡する可能性がありますので、電話番号は国番号から記載してください。

カードの受取に同行する可能性がある法定代理人が2名いる場合は、両名について記載してください。

「l(小文字エル)」と「1(数字のいち)」などの読み間違いを防ぐために、振り仮名をご記入ください。

(1) 又は(2)どちらかにチェックを記入してください。																			
(1) 暗証番号を設定する (2) いずれの暗証番号も設定しない(旅券マイナンバーカード)																			
(1)を選択した方のみ以下の欄に設定する暗証番号を記入してください。																			
<table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>エー ピー シー</td> </tr> <tr> <td>①署名用電子証明書 暗証番号</td> <td>A B C 9 8 7 6</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②利用者証明用電子証明書 暗証番号</td> <td>9 8 7 6</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③住民基本台帳用 暗証番号</td> <td>9 8 7 6</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④券面事項入力補助用 暗証番号</td> <td>9 8 7 6</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> </table>		フリガナ	エー ピー シー	①署名用電子証明書 暗証番号	A B C 9 8 7 6	フリガナ		②利用者証明用電子証明書 暗証番号	9 8 7 6	フリガナ		③住民基本台帳用 暗証番号	9 8 7 6	フリガナ		④券面事項入力補助用 暗証番号	9 8 7 6	フリガナ	
フリガナ	エー ピー シー																		
①署名用電子証明書 暗証番号	A B C 9 8 7 6																		
フリガナ																			
②利用者証明用電子証明書 暗証番号	9 8 7 6																		
フリガナ																			
③住民基本台帳用 暗証番号	9 8 7 6																		
フリガナ																			
④券面事項入力補助用 暗証番号	9 8 7 6																		
フリガナ																			

【署名用電子証明書の暗証番号】  
英大文字と数字の両方を使い6文字以上  
16文字以内

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、  
券面事項入力補助用の暗証番号】  
数字4桁(3つの暗証番号は共通にすることができます。)

## 申請写真のチェックポイント



- ・顔が横向きのもの
- ・無背景でないもの
- ・正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・背景に影のあるもの
- ・ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

顔写真のチェックポイントに関するページはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/photo/>



### 受け取りに必要な本人確認書類

① 在外公館で受け取る場合 → 旅券(※)等

② 市町村で受け取る場合 (次の書類が1点ずつ必要です)

- ① 旅券(※) ② 通常のマイナンバーカード交付の際に提示が求められる本人確認書類

(※) 戸籍上の氏名、生年月日が記載されている有効な旅券に限ります。

受け取りに必要な本人確認書類等に関するページはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>



### 日本国内で使っていたマイナンバーカードをそのまま海外で使う方法は?

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口に提出して海外継続利用の手続を行ってください。

手続終了後にお返ししたマイナンバーカードは、引き続き海外でもご利用できます。

# 公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。



給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

## 用意するもの



本人名義の  
預貯金口座



マイナンバーカード読み取  
に  
対応したスマートフォン



マイナポータルアプリの  
インストール

### ①マイナポータルにログイン



### ②公金受取口座の登録・ 変更をクリック



### ③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示  
されていたら、表示さ  
れている口座を変更する  
場合は「口座情報を変更  
する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更 検索

または



※QRコードは株デンソーウエーブの商標登録です

# スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから!



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる  
スマホ一覧は[こちら](#)



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

## こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう！

### ①マイナポータルの利用

オンライン申請ができる！



子育て支援



引っ越し



確定申告  
(2024年度より)

自己情報が閲覧できる！



薬剤・健診情報



母子健康手帳

お知らせが届く！



行政機関からの  
お知らせ・各種証明書

### ②各種民間オンラインサービスの申込・利用 (5月11日より順次対応予定)



銀行・証券  
口座開設



携帯電話の  
契約



キャッシュレス  
決済申込

### ③コンビニ交付サービスの利用 (2023年12月開始)



### ④健康保険証としての利用 (今後対応予定)

他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります！

## お申し込みはカンタン！

### STEP 1



- お手元に
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード  
(6桁～16桁の英数字)
- ・マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンを用意ください。



### STEP 2



- あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

#### マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



### STEP 3



- あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。

※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

# スマホ用電子証明書の 失効手続・一時利用停止 のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、ご利用者様ご自身による  
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律により自分で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

## 失効手続が必要なとき

スマートフォンを  
下取・買取  
に出すとき



スマートフォンを  
回収・廃棄  
してもらうとき



スマートフォンを  
修理  
に出すとき



## 失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンでマイナポータルアプリを開き、  
失効手続を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

①アプリ上で  
メニューを選択

メニューへ  
移動します

②失効を選択

利用者証明書電子証明書  
※2024年1月1日まで有効

マイナポータル等での各種オンライン申請を  
サポートできるようになります。

スマートフォンの操作  
スマートフォン用電子証明書の確認  
更新・再発行  
一時利用停止の解除  
失効

スマホ用電子証明書の  
失効

スマートフォンに登録されたスマホ用電子証明書を  
失効します。

片方のスマートフォン用電子証明書のみを失効する  
場合は、失効しないスマートフォン用電子証明書のチ  
ケットを削除してください。

スマートフォン用電子証明書  
スマートフォン用電子証明書

③失効する  
電子証明書を  
選択

パスワード  
入力画面へ  
移動します

④6~16ヶタの  
パスワードを  
入力

スマホ用  
署名用電子証明書  
パスワードを入力してください。

● 注意事項  
スマートフォン用電子証明書を用いて  
電子署名を行います。

● 6~16ヶタ、英大文字と数字の組み合わせ  
パスワード

● パスワードがわからない場合は  
スマートフォン用電子証明書のパスワード  
忘却

マイナポータル  
アプリの  
操作マニュアルは  
こちら



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

## 一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを  
紛失  
したとき



スマートフォンが  
盗難  
にあったとき



## 一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、  
マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

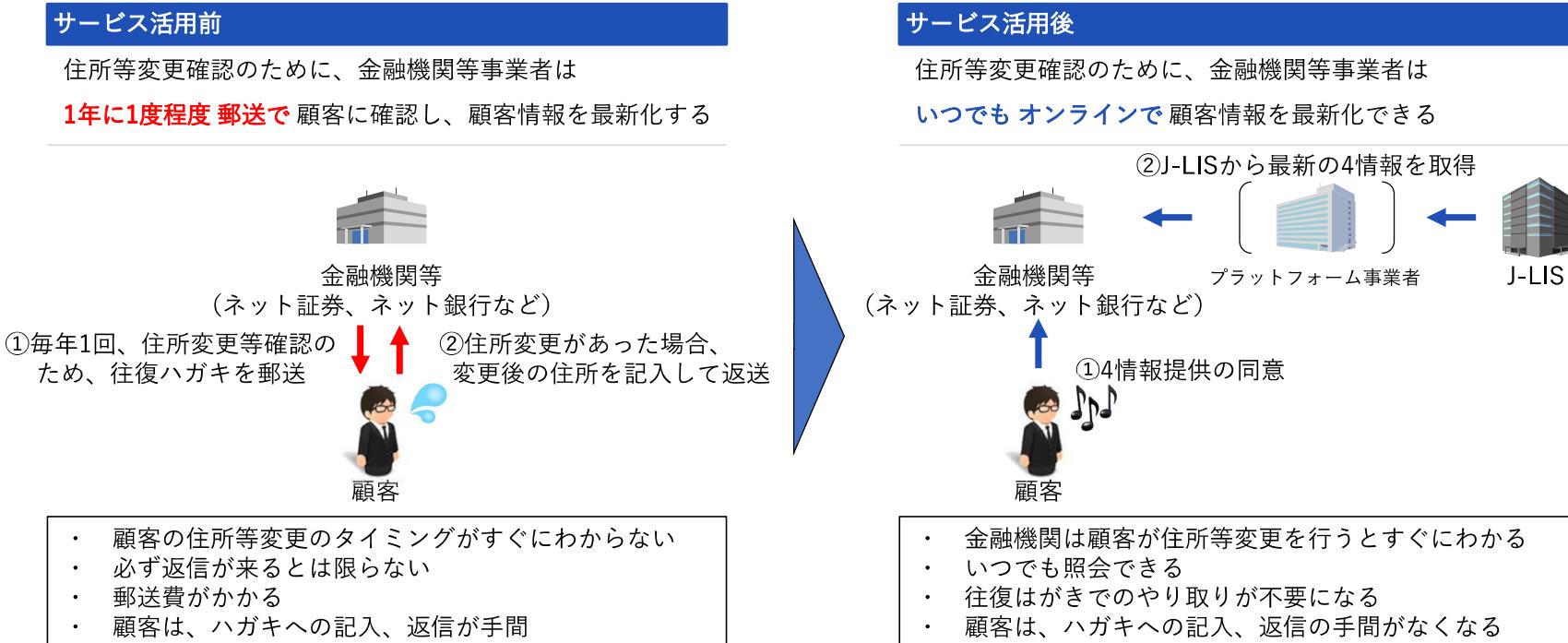
マイナンバー

平日 9:30 ~ 20:00  
土日祝 9:30 ~ 17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続等のお問合せについて▶④  
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

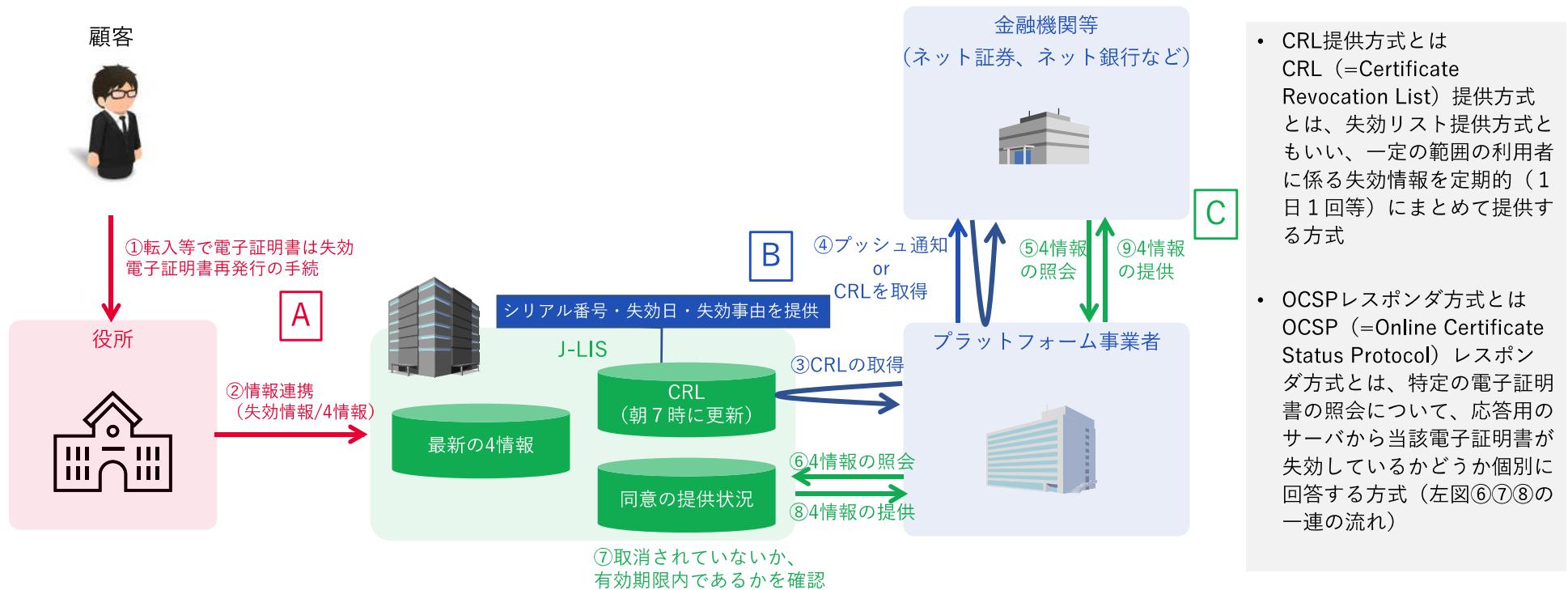
# 公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）



# 利用者の住所異動から金融機関等が最新の4情報を取得するまでの流れ

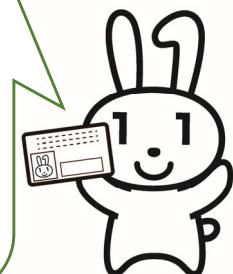
- （下図A）顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、4情報がJ-LISに連携される
- （下図B）プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL（失効リスト）をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- （下図C）金融機関等は、個別に顧客の4情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の4情報を入手することができる



# 農林漁業者の皆様へ お持ちのマイナンバーカード、 もっと活用しませんか？

「マイナンバーカード、作ってはみたものの、使ったことないなあ・・」こんな方いませんか？

実はマイナンバーカードがあると便利になることがたくさんあるんです！使わないまま眠らせておくなんて、もったいないですよ！！



健康保険証として使ってみませんか？



健康保険証として使えるってよく聞くけど、今までの保険証があれば必要ないでしょ？

- ①マイナンバーカードを健康保険証として利用する際に、過去に処方された薬剤情報や特定健診等情報の連携に同意すると、**データに基づくより良い医療**が受けられます。
- ②また、限度額適用認定証等がなくても、手続なしで高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます！



体の状態を踏まえた診断が受けられるのか～。最近、体調も気になるし、次の受診から使ってみるか♪

注：令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを保有していない方・保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

また、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有している方で、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「**資格確認書**」が無償交付される予定です。



## 役所関係の手続などにも使ってみませんか？

コンビニで住民票とか取れるのは知ってるけど、役場まで行けば良いし、使う機会ないでしょ？



マイナンバーカードがあれば、

③住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍証明書等が、**休日も含む毎日6時30分から23時までコンビニ（一部スーパーや薬局を含む）**で取得可能です。  
(市区町村によりサービス内容が異なります。)

④公金受取口座の登録により、被災時等の**緊急時に支払われる給付金が迅速に受け取れます。**

⑤農林水産省の行政手続をオンラインで申請できる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）利用者登録時の本人確認に使えます。



## スマホからマイナポータルを使ってみませんか？



スマートフォン（スマホ）をお持ちの方は、「マイナポータル」アプリをインストールし、マイナンバーカードを認証することで、

⑥**健診情報の確認**ができます

⑦お薬手帳がなくても**薬剤情報の確認**ができます

⑧自宅でe-Taxによる医療費控除やふるさと納税の寄附金控除等の**確定申告手続**ができます

（一部、手続できない場合もあります）

⑨**年金記録の確認や将来の年金見込額の試算**ができます

マイナポータルでできることがたくさんあるのね。  
さっそく使ってみなきや♪



# マイナンバーカード・マイナポータルがあれば、便利になることはこんなにたくさん！！

マイナンバーカード  
を使ってできること

③証明書のコンビニ  
交付

④緊急時等の迅速  
な給付金受取

市役所 町役場 村役場

⑤eMAFF初回登録  
時の本人確認

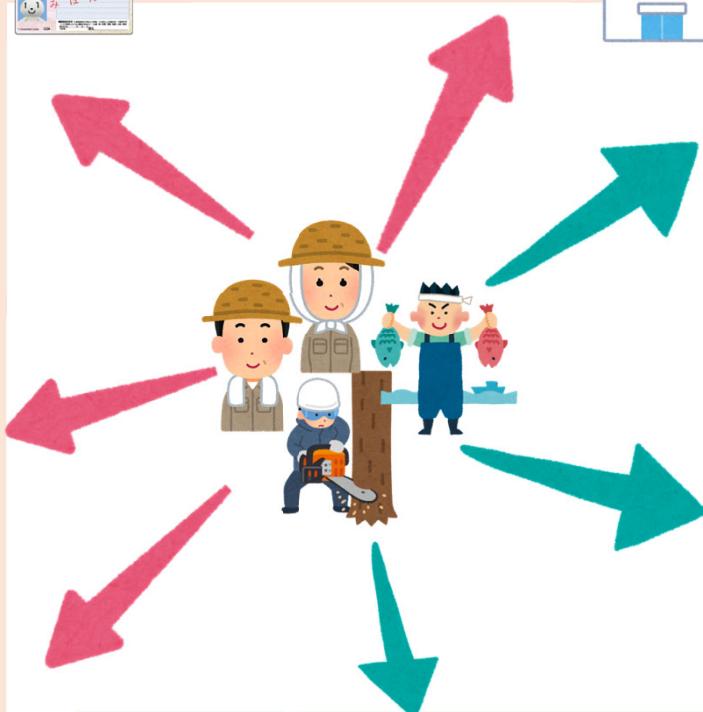
農林水産省

①データに基づくより良い医療  
②高額医療費の立替不要



⑥健診情報の確認

⑦薬剤情報の確認



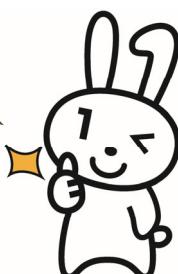
⑨年金記録・  
見込額の確認



マイナポータルを  
使ってできること



マイナンバーカードに加え、スマホをお持ちの方は、ぜひマイナポータルも使ってみてください。病院受診でも役所の手続でも、便利なことがたくさんありますよ！！



特にアンドロイド（android）スマホをお持ちの方は、「電子証明書機能」をスマホに搭載できます。

それにより、マイナンバーカードをかざすことなく、スマホ1つでマイナポータルや、コンビニ交付サービスを利用できますので、おススメです！



# マイナポータルアプリをインストールしよう！

## ①Androidをご利用の方

Google Playから  
マイナポータルアプリ  
をインストールし  
てください。

QRコードからアプリをインストール

Android



## ②iPhoneをご利用の方

App Storeからマ  
イナポータルアプ  
リを入手してくだ  
さい。

iPhone



アプリのインストールが終わったら、マイナンバーカー  
ドを準備して、利用者登録／ログインボタンを押してく  
ださい。

以降の手順は画面の指示に従ってください。



## まだマイナンバーカード持っていない・・どうすれば良い？

市区町村から送付されているQRコード付き交付申請書  
をお持ちでない方は、まず、お住まいの市区町村窓口  
で交付申請書を受け取ってください（市区町村により、  
本人確認書類が必要な場合があります。）。



QRコード付き交付申請書をお持ちの  
方は、スマートフォンやパソコンから  
申請が可能です。申請方法はこちらの  
QRコードからご参照ください。  
郵送による申請も可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

